

西成区緊急時支援検討事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、自力避難が困難または不安を抱いている住民を登録し、火災や震災の発生時など（以下「災害発生時等」という）において、安否確認、避難誘導、救命救助や災害の予防活動に活用し、各機関の連携した協力体制を構築することを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 事業は、西成区役所、西成消防署、及び西成区社会福祉協議が協働して実施する。

(事業内容)

第3条 災害時要援護者に関わる情報の把握

- 2 関係機関、地域団体等の協力体制の構築
- 3 その他「災害時要援護者」の支援に関わって必要なこと

(災害時要援護者)

第4条 災害時要援護者とは次のものをいう

- ①高齢、障害等で災害時に避難が困難なもの
- ②災害時に自力避難に不安があるもの
- ③その他実施主体が必要と認めるもの

(個人情報保護)

第5条 災害時要援護者に関わる情報の把握については、本人申し出を基本とし、申し出のあった情報については本人の同意を得ずして、本要綱の目的以外には使用しないこととする。

第6条 本事業の実施について必要な事項は別途定める。

第7条 本要綱の改廃については実施主体で決定する。

附則 本要綱は平成18年10月26日から施行する。

附則 本要綱は平成25年11月1日から施行する